

## 第20回秋田県障害者スポーツ大会競技・種目及び障害区分について

## 競技・種目について

- 1 競技とは、陸上競技や水泳などを指し、種目とは、100m競走や25m自由形などを指す。
- 2 個人競技に参加する者は、1競技にしか申し込むことができない。
- 3 陸上競技は1種目のみの申し込みとする。
- 4 水泳は1種目のみの申し込みとする。
- 5 アーチェリーは、50m・30mラウンドと30mダブルラウンドの両方に申し込むことはできない。
- 6 フライングディスクはアキュラシーかディスタンスのどちらか1種目のみのエントリーとする。
- 7 ボッチャは座位と立位の両方に申し込むことはできない。

## 障害区分について

- 1 障害または障害区分が重複している場合には、選択した1つの障害区分で参加しなければならない。
- 2 肢体不自由者の障害区分
  - (1) 肢体不自由者の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する。(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)
  - (2) 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)
  - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
  - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
  - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)
  - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
  - (7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
  - (8) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
  - (9) 切断または機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常

用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。

- (10) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- (11) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- (12) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、両足がともに地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、すばやく歩けることができるものが対象となる。

3 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

4 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。